

第1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

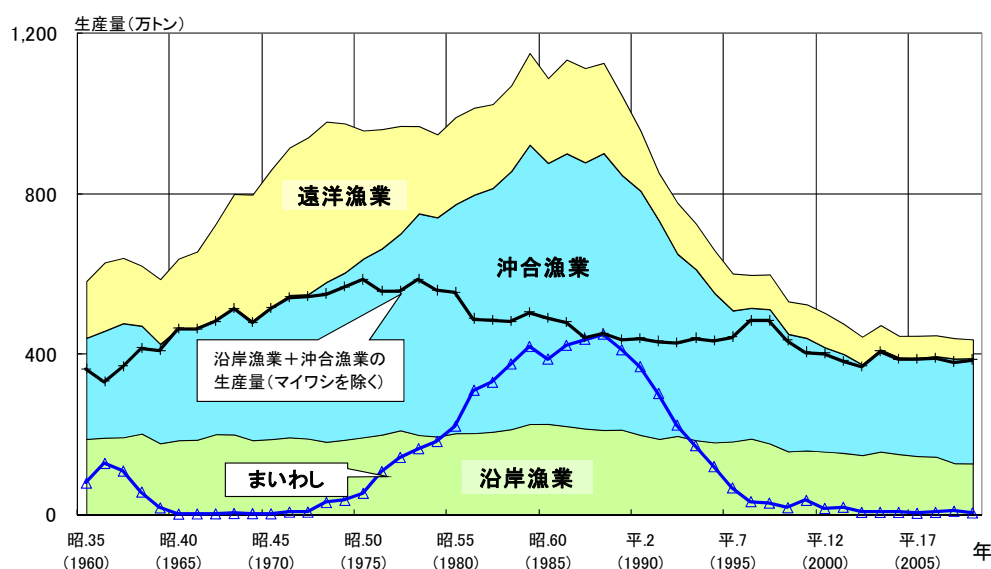
1 漁業概観

我が国は世界で第6位の広大な排他的経済水域を有し、また我が国周辺には暖流と寒流が位置し混合することや複雑な地形により世界でも有数の漁場が形成され、古来より多種多様な漁業が展開されるとともに、多様な漁村文化や豊かな魚食文化が育まれてきた。

一方、我が国の海面漁業生産量は、昭和59年の約1,150万トンをピークに平成20年には約440万トンと大きく減少している。

これは、まいわし資源の資源変動に伴う漁獲量の急激な減少及び遠洋漁業の縮小が大きな要因であるが、我が国周辺水域の漁業生産量（沿岸漁業及び沖合漁業）も緩やかに減少しており、資源調査によって資源水準が低位にあると評価されている海洋生物資源も多い。また、公海の海洋生物資源についても、その多くが低位水準にあると見られている。

海洋生物資源の資源状況は海域毎、また魚種や系群毎にそれぞれ異なるが、資源状況及び当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図ることが国内外問わず強く求められており、本指針を通じ、それらの要請に適切に対応していく必要がある。



我が国の海面漁業生産量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

2 排他的経済水域等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下、「排他的経済水域等」という。）における海洋生物資源は、漁業法及び水産資源保護法に基づく漁業許可制度を基礎として、漁獲可能量制度、漁獲努力可能量制度、資源回復計画等を通じて、その保存及び管理が図られてきた。

一方、海洋環境の変化、沿岸域の埋立等による産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少及び回復力を上回る漁獲が行われたこと等によって、資源水準が低位にある資源も多く存在している。

我が国排他的経済水域等に生息する海洋生物資源の維持・増大を図るためには、漁場環境の保全はもとより、資源及び漁業の特性に応じて、資源水準が低位の資源にあっては漁獲圧の低減、加入状況に応じた未成魚の保護や産卵親魚の保護を行うことにより資源の積極的増大を図り、中位又は高位の資源にあっても資源状況の維持のために漁獲圧の調整を行う等、適切な管理措置を機動的に実施することが必要である。

このため、魚種や系群毎の資源状況を踏まえた資源管理の内容を漁業種類毎に定め、適切な資源管理を推進する。併せて、漁獲可能量及び漁獲努力可能量の遵守を引き続き行うとともに、資源回復計画に基づく減船及び休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養及び漁場環境の保全等を引き続き実施し、資源回復の円滑な推進を図る。

3 高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類資源及び2つ以上の国の排他的経済水域や公海等にまたがって分布回遊する魚類資源は、直接又は国連海洋法条約第63条若しくは第64条に基づき設立された地域漁業管理機関を通じて、沿岸国及び漁業国が協力してその保存及び管理が図られてきた。また、公海における魚類資源については、国連海洋法条約第118条に基づき設立された地域漁業管理機関等により、関係国が協力してその保存及び管理が図られてきた。

一方、近年、多くの海域において資源状態が悪化している状況であり、一部のまぐろ類やさめ類については、地域漁業管理機関による資源管理が不十分であるとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（CITES）の附属書に掲載しようとする動きが続いている。また、公海底魚漁業においては、2006年の国連決議（2008年末までに、個々の底魚漁業の活動が底魚魚類資源の持続的利用等に重大な悪影響を及ぼすか否かを評価し、当該漁業活動が重大な悪影響を及ぼすと評価された場合は、当該影響を防止するよう管理する又は当該漁業を停止すること）を踏まえ、底魚魚類資源の持続的利用のために一定期間の禁漁措置の実施等の厳しい自主規制が求められており、今後ともさらに厳しい自主規制の導入が要求される等、操業条件に関して不安定な状況にある。

このような状況の下、我が国は、各地域漁業管理機関等において科学的資源評価を踏まえた適切な資源管理措置が採択されるよう努めるとともに、関係国に対しこれを確実に遵守する体制の確立に努めていく。また、我が国は、国際的な資源管理をリードして

いくためにも、地域漁業管理機関等で決定された資源管理措置の遵守徹底を図るとともに、我が国が自らの資源管理を強化していくことが重要である。

4 本指針の対象とする海洋生物資源、漁業種類及び資源管理措置

本指針は、我が国排他的経済水域等において相当の漁獲量がある主要な海洋生物資源、高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源について、資源管理目標を示し、それを漁獲する漁業種類毎に取り組むべき資源管理措置を示すものである。本指針については、資源状況及び漁業実態の変化等を踏まえ毎年少なくとも1回見直すこととし、より実情に即した最適な資源管理を実現することとする。また、都道府県及び地域毎の重要な魚種及び漁業種類については、各都道府県の資源管理指針に従うものとするが、本指針及び各都道府県の資源管理指針は、全体として我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、これら指針間での整合性を確保しつつ国及び都道府県は連携・協力して資源管理を推進するものとする。

なお、本指針における公的資源管理措置（公的措置）とは、漁業関係法令に基づく規制（漁業権行使規則及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理のための取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本指針においては自主的措置とみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向

【魚種別資源管理】

1 さんま

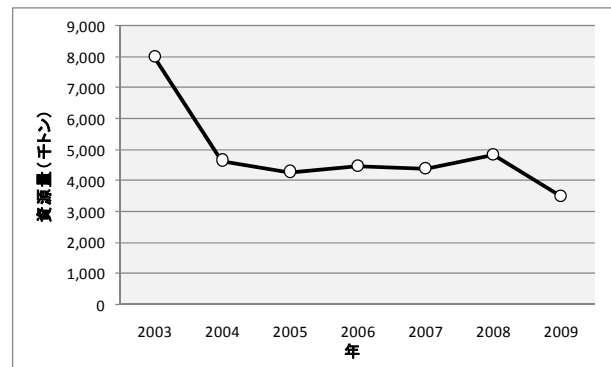
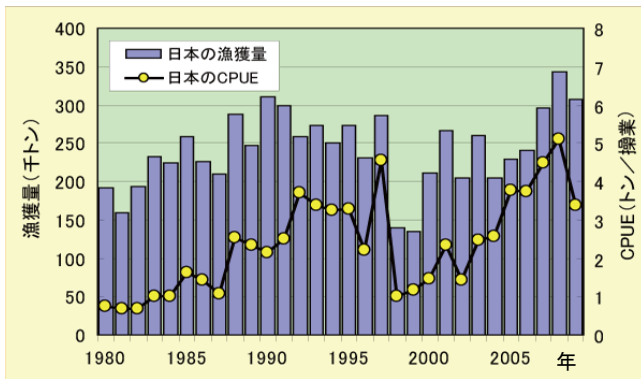
（1）資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

2009年の日本の漁獲量は、31万トンであり、2年連続して30万トンを超えた。

資源水準は、過去のCPUE（1操業あたりの漁獲量）の比較において、昨年の高位から中位になったと判断される。最近5年間では、2009年CPUEは最低であり、また、資源量は2009年351万トン、2010年221万トンと減少傾向にあることから、動向は減少と判断される。

なお、我が国における当該資源の漁獲については、北太平洋さんま漁業が大半を占めている。



さんまの漁獲量、CPUE 及び資源量

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

現状の漁獲率は資源に対してかなり低いと言えるが、資源の水準・動向を踏まえ、適切な資源管理を通じて、今後も現状の資源状況を維持するよう努める。

(3) 資源管理措置

北太平洋さんま漁業

さんま資源の安定的な供給を確保する観点から、今後も現状の資源状況を維持するため、当該漁業においては、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

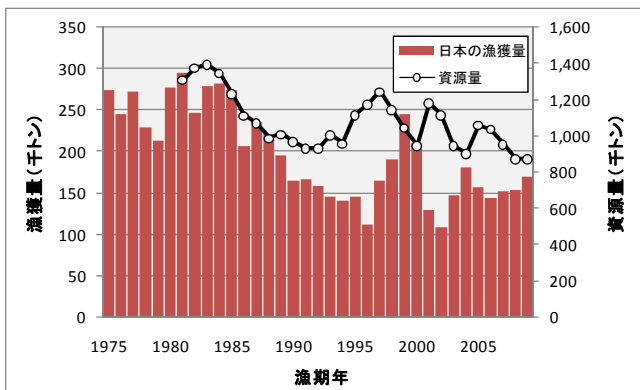
また、上記の措置のほか、来遊状況等に応じて行う、期間別漁獲量上限の設定及び期間別操業回数の制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

2 すけとうだら

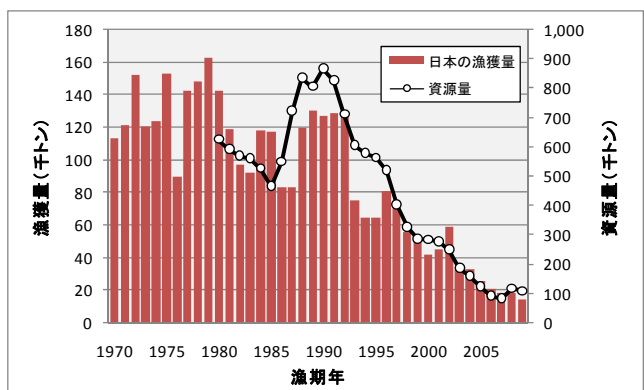
(1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、生息域の分布等によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。この中で最も資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり良い加入となったものの、その後続く加入が見られておらず、2010漁期年の資源量は90万トンであり、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。日本海北部系群については、2006年級群の良い加入があったため、2010漁期年の資源量は10万トンまで回復したが、資源水準は依然として低位であり、動向は横ばいと判断される。オホーツク海南部は、資源水準は低位で動向は増加と判断される。根室海峡については資源水準は低位、動向は横ばいである。

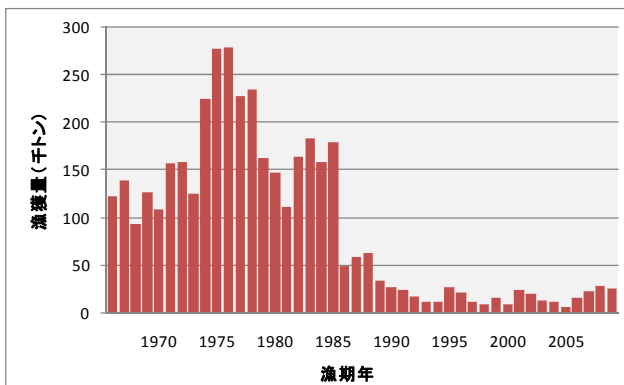
なお、我が国では、主に沖合底びき網漁業及び刺網漁業により当該資源を漁獲しており、2009漁期年の漁獲量は22万トンである。



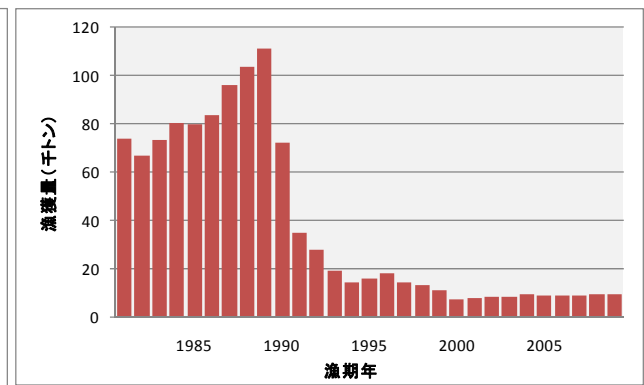
すけとうだら太平洋系群の漁獲量と資源量



すけとうだら日本海北部系群の漁獲量と資源量



すけとうだらオホーツク海南部の漁獲量



すけとうだら根室海峡の漁獲量

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとする。太平洋系群については、資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響をあたえる場合には資源水準を維持する等回復のスピードに十分配慮して、管理を行う。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

(3) 資源管理措置

すけとうだら日本海北部系群は、2006年級群を主体として形成されているが、その他の年級群の発生状況は良好でないことから、同年級群の保護が重要な課題となっている。このため、北海道日本海地区において専ら本系群を利用する沖合底びき網漁業については、可能な限り資源の保存を図るため、大幅に漁獲努力量（操業隻日数）を削減し、操業隻日数の上限設定（強度資源管理）を実施する必要がある。

なお、他の地区も含め、すけとうだらを漁獲対象とする沖合底びき網漁業については、

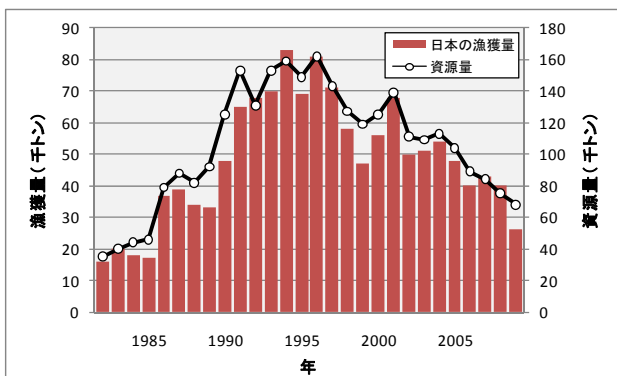
複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

3 まあじ

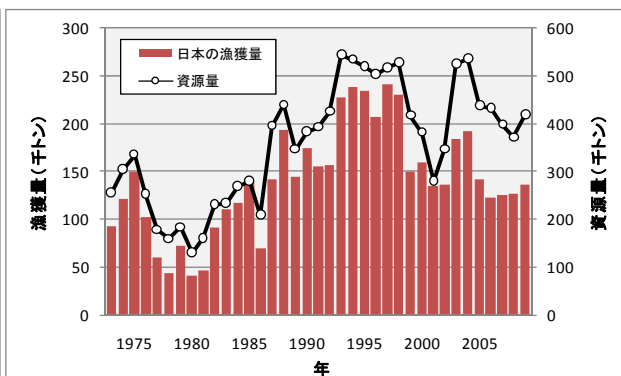
(1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状況により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。太平洋系群及び対馬暖流系群の2010年資源量はそれぞれ8万トン、49万トンで、水準はいずれも中位、動向はそれぞれ減少、横ばいと判断される。当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

なお、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2009年の漁獲量は16万トンである。



まあじ太平洋系群の漁獲量及び資源量



まあじ対馬暖流系群の漁獲量及び資源量

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行う。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組むつつ、資源の維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、引き続き資源回復計画に基づく措置にも取り組むことにより、管理を行う。

(3) 資源管理措置

まあじを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

4 まいわし

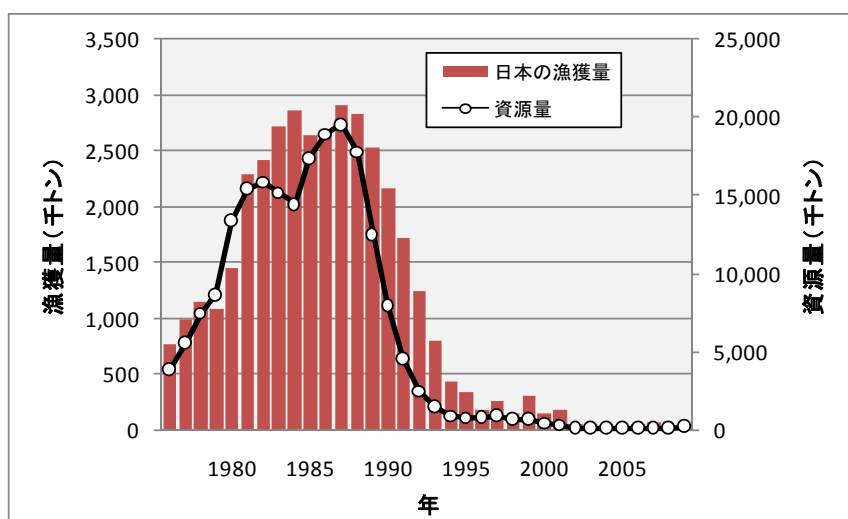
(1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動

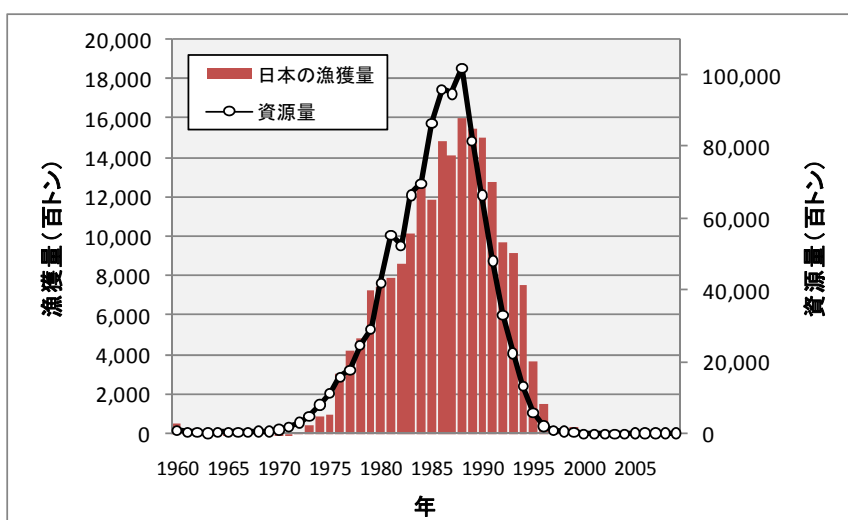
してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも 1988 年から 1989 年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移している。

当該資源の状況は、両系群ともに資源水準は低位であるが、太平洋系群の資源量が 2009 年 20 万トンから 2010 年 39 万トン、対馬暖流系群は参考値ながら、2009 年 2.8 万トンから 2010 年 3.6 万トンと増加していることから動向は増加と判断される。しかし、親魚量はかなり低い水準にあり、また当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

なお、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2009 年の漁獲量は 5.5 万トンである。



まいわし太平洋系群の漁獲量及び資源量



まいわし対馬暖流系群の漁獲量及び資源量

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として管理を行う。

対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国

等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、引き続き資源回復計画に基づく措置にも取り組むことにより、管理を行う。

(3) 資源管理措置

まいわしを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

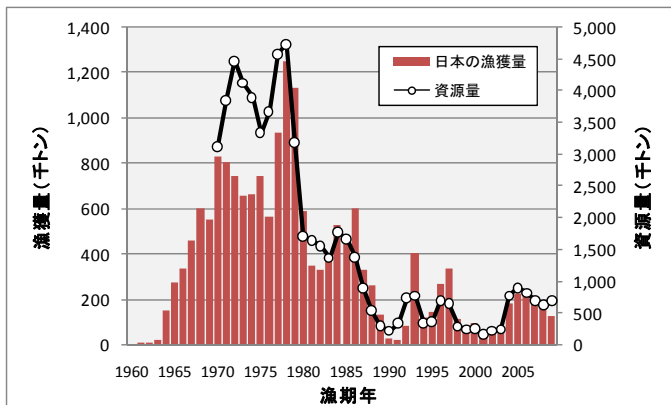
5 さば類（まさば及びごまさば）

(1) 資源及び漁獲の状況

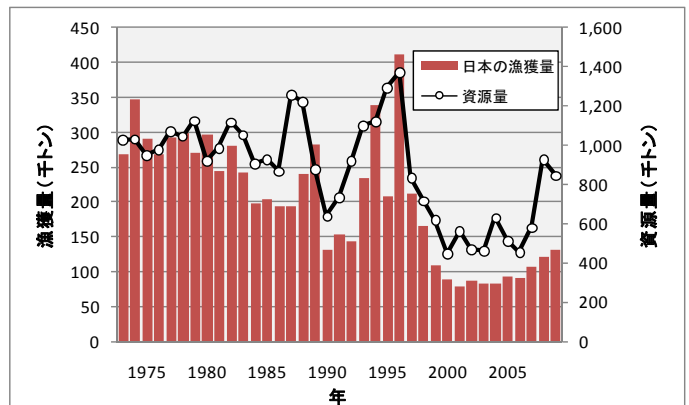
我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としてはごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では東北水域まで分布がみられている。

資源の状況は、まさばは、太平洋系群については資源水準は低位ながら 2004 年、2007 年、2009 年と豊度の高い加入があり資源量は 2010 漁期年 88 万トンで、動向としては横ばいと判断される。対馬暖流系群の資源量は 2010 年 79 万トンで、資源水準は昨年低位から中位となり、動向は過去 5 年間（2005～2009 年）の資源量が増加傾向にあることから、増加と判断される。ごまさばは、太平洋系群は資源水準は高位にあるが、資源量が 2005 漁期年の 65 万トンをピークに 2010 漁期年は 51 万トンに減少していることから、動向は減少と判断される。東シナ海系群の資源量は 2010 年 16 万トンで資源水準は中位であり、近年の資源量・親魚量がともに減少傾向にあるので、動向は減少と判断される。まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

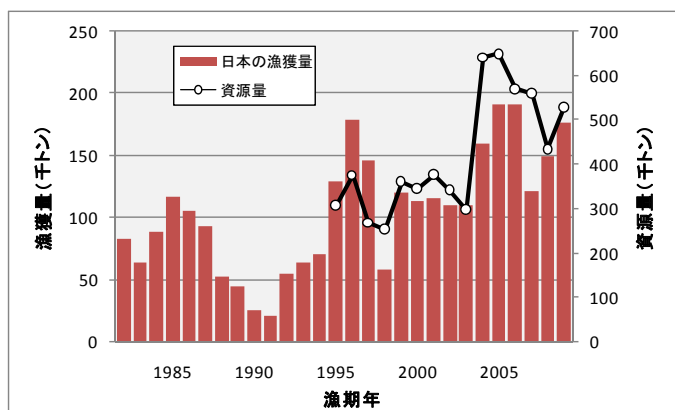
なお、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2009 漁期年の漁獲量は、まさばが 27 万トン、ごまさばが 22 万トンである。



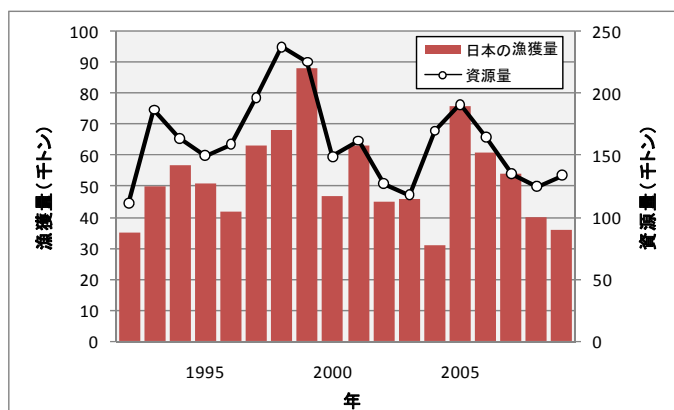
まさば太平洋系群の漁獲量及び資源量



まさば対馬暖流系群の漁獲量及び資源量



ごまさば太平洋系群の漁獲量及び資源量



ごまさば東シナ海系群の漁獲量及び資源量

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

まさば太平洋系群については、資源の高水準での持続的利用を可能とするためには、安定的な再生産（新規加入）の維持に必要な産卵親魚量 45 万トン以上の確保が必要とされているが、現在の資源水準及び漁業経営に及ぼす影響等も考慮した場合に、短期間で産卵親魚量 45 万トン以上を達成することは困難である。このため、複数回の卓越年級群の発生を利用した段階的な資源回復を図っていくことが適当である。このため、引き続き資源回復計画に基づく措置にも取り組むことにより、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行う。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、また、まさばについては、引き続き資源回復計画に基づく措置にも取り組むことにより、管理を行う。

(3) 資源管理措置

さば類を漁獲対象としている大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

6 するめいか

(1) 資源及び漁獲の状況

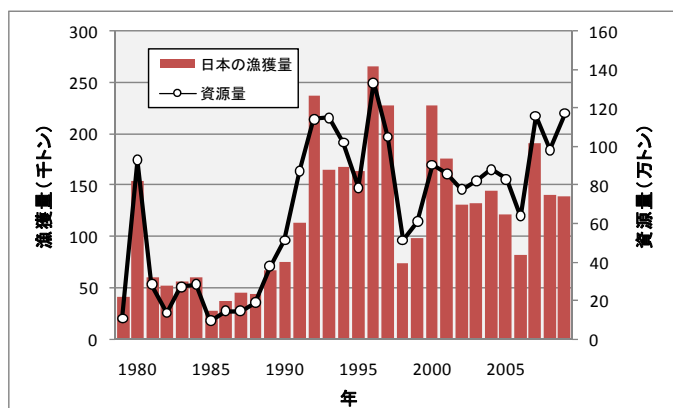
我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に 1～3 月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10～12 月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況は、資源量をみると、冬季発生系群は、2009 年で 118 万トン、2010 年で

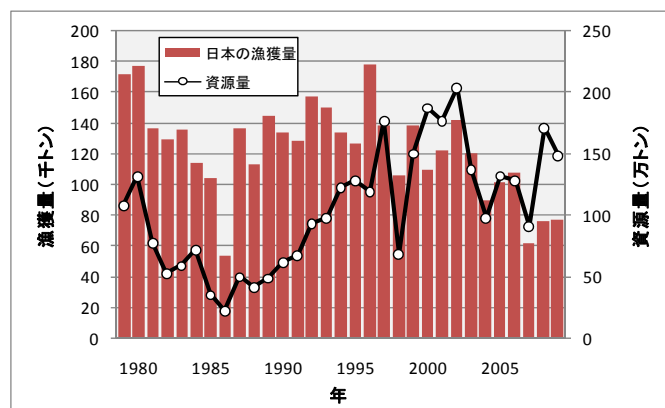
69万トンと資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。秋季発生系群は、近年中位～高位水準であり、2010年は119万トンとなり、水準は高位、動向は横ばいと判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

なお、我が国では、主にいか釣り漁業、定置漁業及び沖合底びき網漁業により当該資源を漁獲しており、その他大中型まき網漁業等によっても漁獲が行われている。2009年の漁獲量は22万トンである。



するめいか冬季発生系群の漁獲量及び資源量



するめいか秋季発生系群の漁獲量及び資源量

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。

(3) 資源管理措置

するめいかを漁獲対象とするいか釣り漁業、沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種別資源管理の内容に従うものとする。

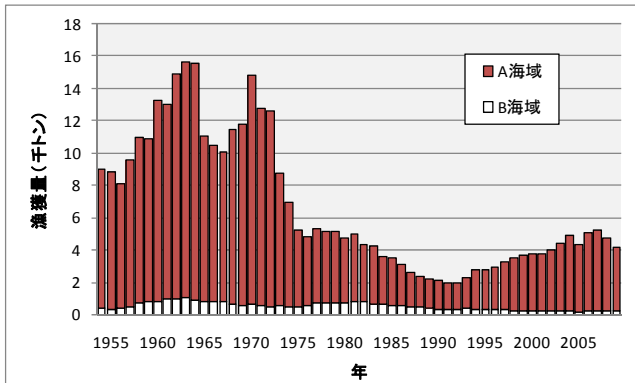
7 ずわいがに

(1) 資源及び漁獲の状況

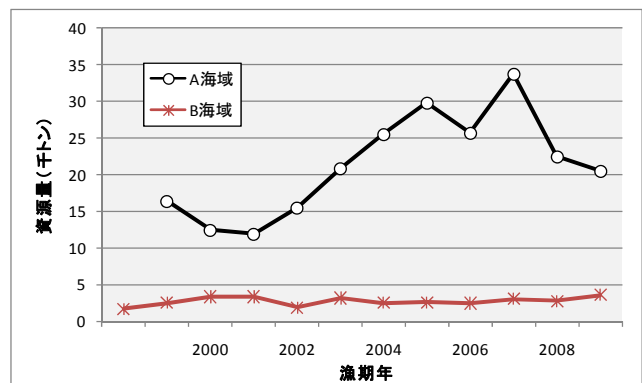
我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150～750mの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。資源の状況をみると、この中でもっとも資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあり、2000年代に複数の豊度が高い年級群が加入したことにより、以前は低位であった資源水準が中位に回復した。2008、2009漁期年と資源量は減少したが、2010漁期年は増加し、資源動向は横ばいと判断される。新潟県以北（B海域）では、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。また、オホーツク海系群の資源水準は低位で動向は増加、太平洋北部系群の資源水準は中位で動向は横ばい、

北海道西部系群の資源水準は中位で動向は横ばいであると判断される。

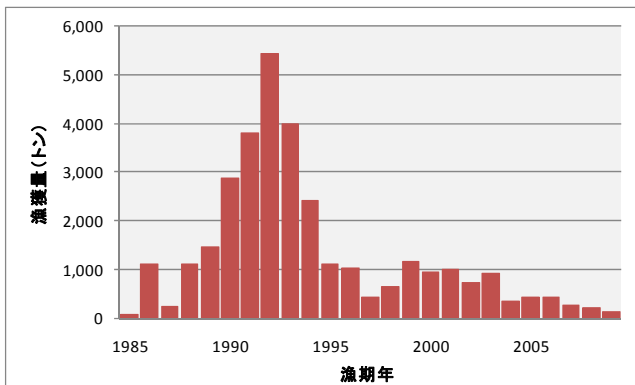
なお、我が国における当該資源の漁獲については、沖合底びき網漁業が大半を占めており、その他かご漁業であるずわいがに漁業によっても漁獲が行われている。2009 漁期年の漁獲量は 4,600 トンである。



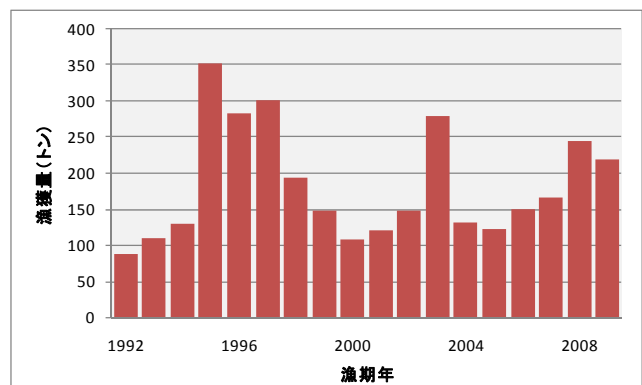
ずわいがに日本海系群の漁獲量



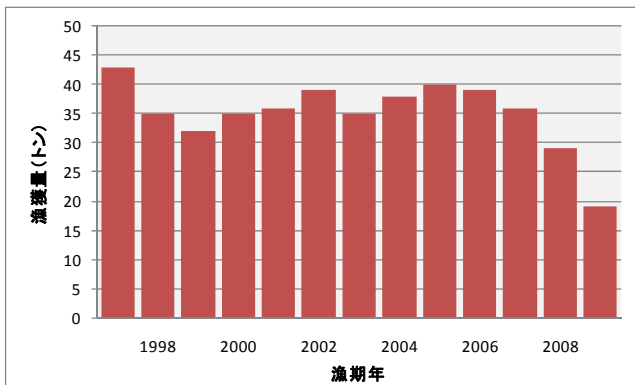
ずわいがに日本海系群の資源量



ずわいがにオホーツク海系群の漁獲量



ずわいがに太平洋北部系群の漁獲量



ずわいがに北海道西部系群の漁獲量

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持又は増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行う。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で韓国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組む。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同

国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

(3) 資源管理措置

ずわいがに漁業

ずわいがに資源の維持を図るため、当該漁業においては、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置の他、これまで取り組んできた当該漁業における年間の漁獲量上限の設定、操業区域の制限、水がにの採捕制限、小型がに保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

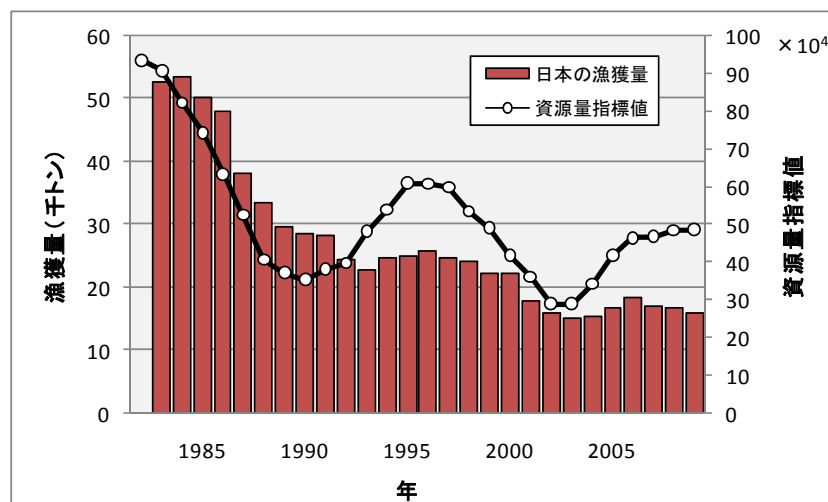
一方、ずわいがにを漁獲対象としている他の漁業種類（沖合底びき網漁業）については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

8 ベにずわいがに

(1) 資源及び漁獲の状況

日本海のべにずわいがには、北海道から島根県沖にかけての水深 500m から 2,700m の水深帯に広く分布し、分布の中心は 1,000m から 2,000m である。資源水準は低い水準にあるが、2002 年以降資源量指標値は増加傾向にあり、動向は増加と判断される。

なお、我が国では、主にかご漁業である日本海べにずわいがに漁業及びべにずわいがにかご漁業により当該資源を漁獲しており、2009 年の漁獲量は 1.6 万トンである。



べにずわいがに日本海系群の漁獲量及び資源量指標値

(我が国周辺水域の漁業資源評価票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

べにずわいがに資源については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で韓国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の回復を基本方向として、引き続き資源回復計画に基づく

措置にも取り組むことにより、管理を行う。

(3) 資源管理措置

日本海ベニズワイガニ漁業

低位水準にある資源の回復を図るため、当該漁業においては、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量上限の設定

また、上記の措置の他、これまでに「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」（平成17年4月7日公表）で取り組んできた休漁、保護区の設定、小型がに保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

さらに、資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

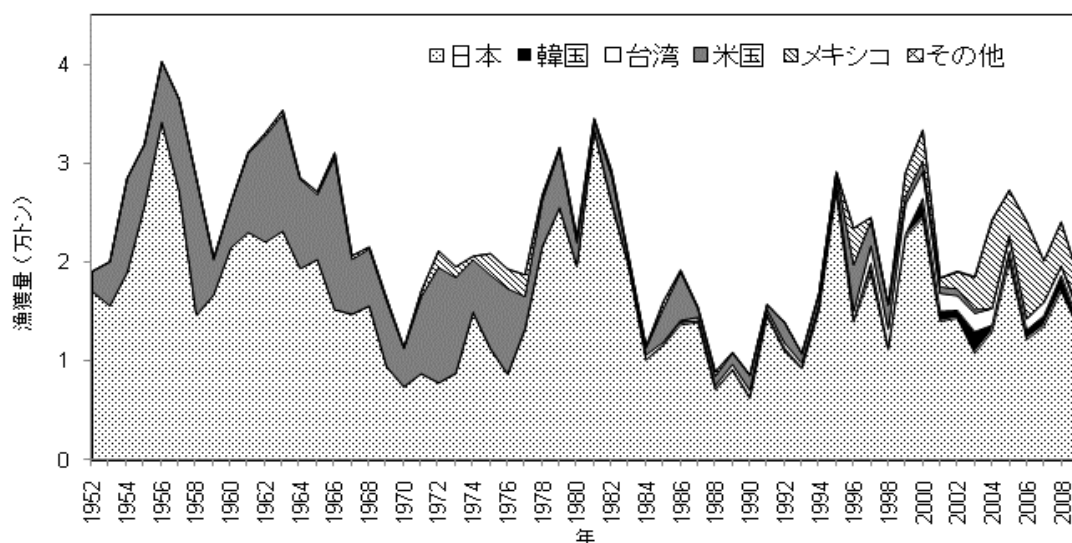
9 くろまぐろ（太平洋くろまぐろ）

(1) 資源及び漁獲の状況

太平洋くろまぐろの資源状況は、1952年～2005年と比較して中間的な水準であると推定されているが、未成魚の漁獲圧の増加により、近年、親魚量が減少傾向となっている。卓越年級群が繰り返し発生することにより、近年比較的良い加入が続いているが、現状以上に漁獲圧が増加した場合、将来資源水準の悪化を引き起こす可能性がある。現在の資源の水準は中位、動向は横ばいと判断される。

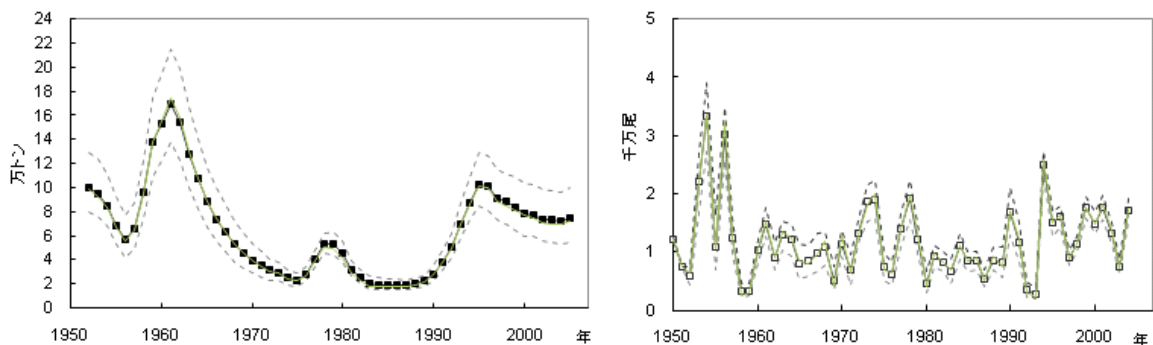
くろまぐろは、近年、国際社会において資源管理に高い関心が集まっているが、特に太平洋くろまぐろは、全漁獲量の7割強が我が国によるものであり、また我が国周辺水域内に産卵場があること等から、我が国はその持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

なお、我が国では、主に大中型まき網漁業、曳き縄漁業及び定置漁業により太平洋くろまぐろを漁獲しており、2009年の漁獲量は1.3万トンである。



太平洋くろまぐろの国別漁獲量の推移（1952～2009）

（国際漁業資源の現況をもとに作成）



2008年の資源評価で推定された太平洋くろまぐろの産卵親魚量（左図）
及び加入量（右図）の推定値（実線は中央値、点線は90%信頼区間）

（国際漁業資源の現況をもとに作成）

（2）資源管理目標

未成魚の漁獲を抑制・削減することにより、親魚資源量が中長期的に適切な変動の範囲内に維持され、過去の最低水準を下回ることのないように管理する。

（3）資源管理措置

太平洋くろまぐろについては、その漁獲のほとんどが未成魚によって占められており、資源の持続的かつ合理的利用を図るためには、これら未成魚の漁獲をできるだけ抑制する必要がある。このため、太平洋くろまぐろの主漁場であり産卵場となっている九州西海域及び日本海において同資源を漁獲対象としている大中型まき網漁業について、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の保存管理措置（2011及び2012年）に基づき、未成魚について、2002～2004年の漁獲量水準未滿となるよう、漁獲量上限の設定（強度資源管理）を実施する必要がある。また、成魚についても、2002～2004年の漁獲努力量水準未滿となるよう、日本海の海域において漁獲量上限の設定を実施する必要がある。なお、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

（4）その他資源管理のために取り組む事項

動力漁船を使用して日本海・九州西海域で太平洋くろまぐろを獲ることを目的とする曳き縄等の漁業（ただし、既に大臣又は知事等の管理下にある漁業を除く）については、将来の隻数制限も視野に入れ、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示により、届出制を導入するとともに、漁獲実績報告書の提出を義務づける。また、くろまぐろを主たる漁獲物とする定置漁業については免許数の抑制を引き続き行う。

さらに、くろまぐろ養殖業については養殖場の登録制及び養殖実績報告の提出の義務づけ、輸入くろまぐろについては漁獲情報の収集等を引き続き行うことにより、くろまぐろ漁業・養殖業の実態の把握に努める。

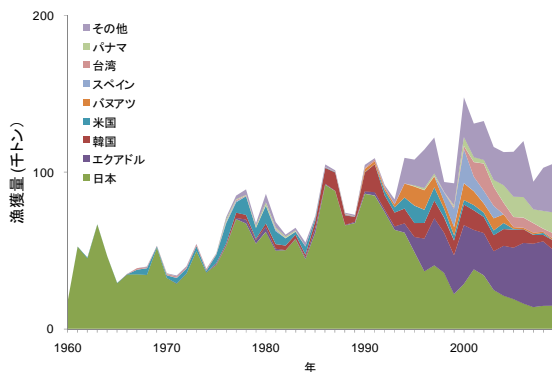
10 めばち

（1）資源及び漁獲の状況

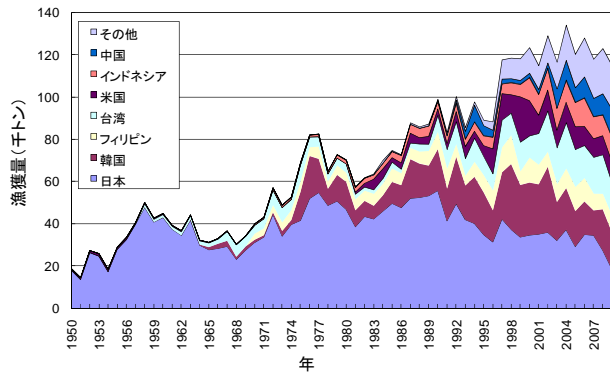
東部太平洋では、全米熱帯マグロ類委員会（IATTC）において、過剰漁獲の状況にはないと評価されている。資源の水準は低位、動向は横ばいと判断される。中西部太平洋で

は、WCPFC において、近年の漁獲は過剰な状態にあると評価されている。資源の水準は中位、動向は減少と評価される。インド洋では、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）において、資源及び漁獲は適正なレベルにあると評価されている。資源の水準は中位、動向は横ばいと判断される。大西洋では、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の評価において、過剰な漁獲の状況は脱したと見られている。資源の水準は低位、動向は横ばいと判断される。

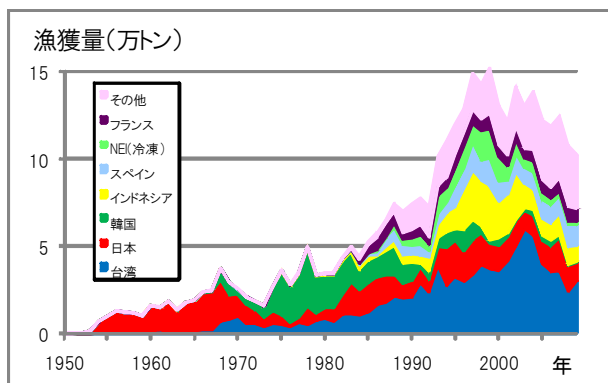
なお、我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2009 年の漁獲量は 6.4 万トンである。



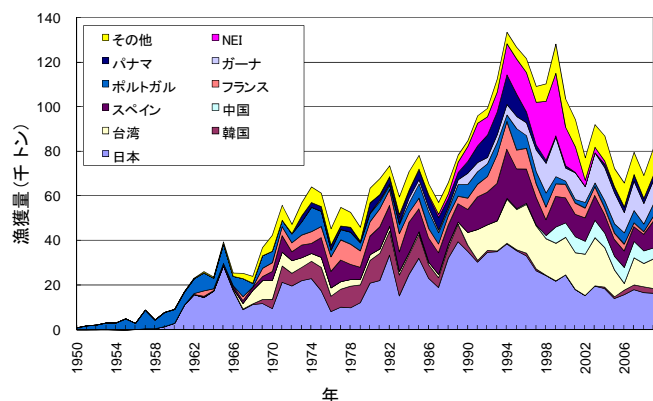
東部太平洋



中西部太平洋



インド洋



大西洋

各海域におけるめばちの国別漁獲量

(国際漁業資源の現況をもとに作成)

(2) 資源管理目標

いずれの海域においても資源の維持・回復を図るためには、漁獲圧をこれ以上に増やさないのであるか減少させる必要があるとされており、我が国としてもこの方針に則った形で管理していくこととする。

(3) 資源管理措置

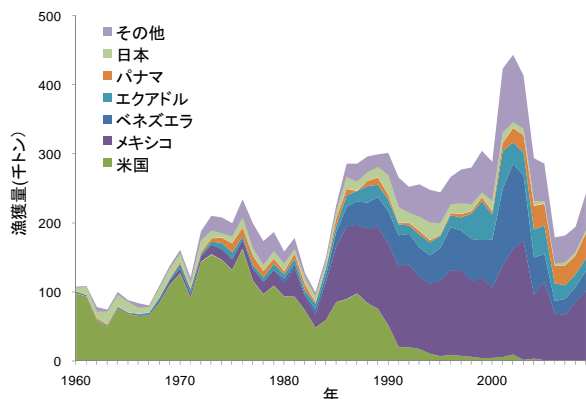
めばちを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種別資源管理の内容に従うものとする。

1 1 きはだ

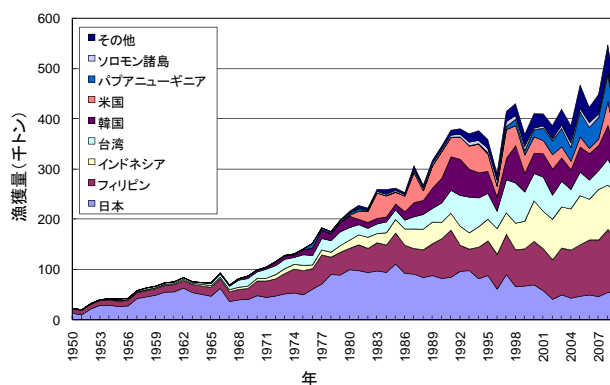
(1) 資源及び漁獲の状況

東部太平洋では、IATTC において、漁獲は過剰ではないと評価されている。資源の水準は中位、動向は横ばいと判断される。中西部太平洋では、WCPFC において、漁獲は過剰ではないと評価されている。資源の水準は中位、動向は横ばいと判断される。インド洋では、IOTC において、大量漁獲時（2003～2006 年レベル）からは減少したが、依然過剰な漁獲状況にあり、資源は乱獲初期の状況にあると評価されている。資源の水準は中位、動向は減少と判断される。大西洋では、ICCAT において、資源は比較的健全な状態にあり、漁獲圧も適正であると見られている。資源の水準は中位、動向は横ばいと判断される。

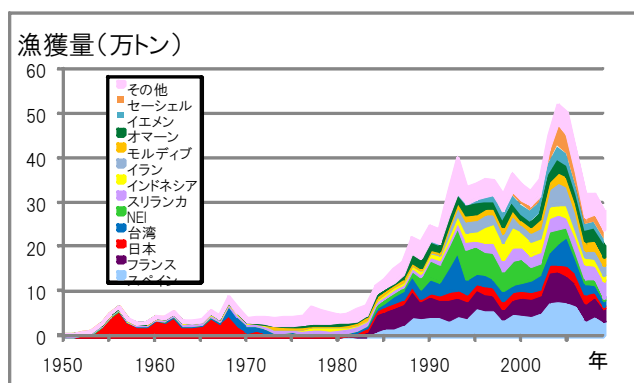
なお、我が国では、主に太平洋中央海区及びインド洋海区を操業区域とする大中型まき網漁業（以下、「海外まき網漁業」という。）、遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2009 年の漁獲量は 6.8 万トンである。



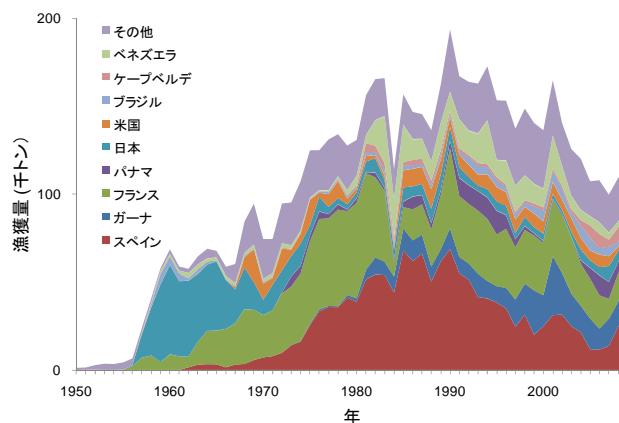
東部太平洋



中西部太平洋



インド洋



大西洋

各海域におけるきはだの国別漁獲量

(国際漁業資源の現況をもとに作成)

(2) 資源管理目標

いずれの海域においても資源の維持を図るためには、漁獲圧をこれ以上に増やさないようにする必要があるとされており、我が国としてもこの方針に則った形で管理していくこととする。

(3) 資源管理措置

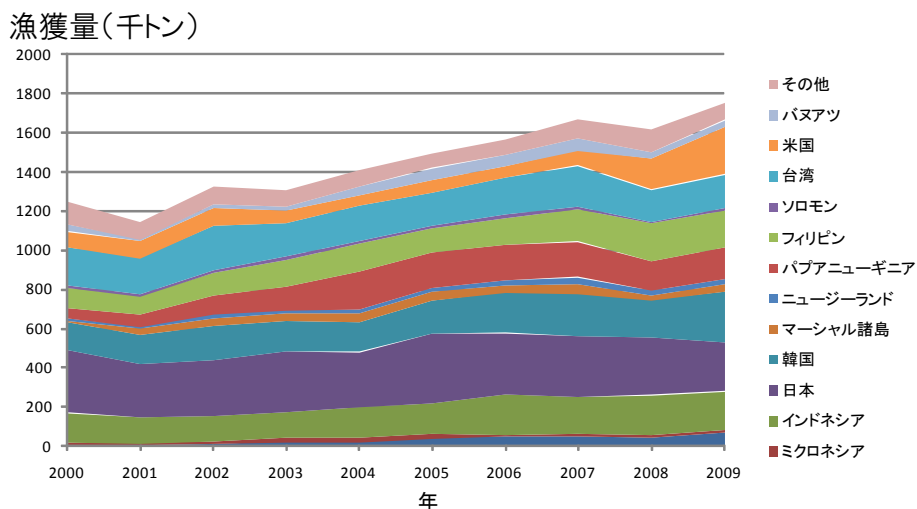
きはだを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業及び海外まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

12 かつお

(1) 資源及び漁獲の状況

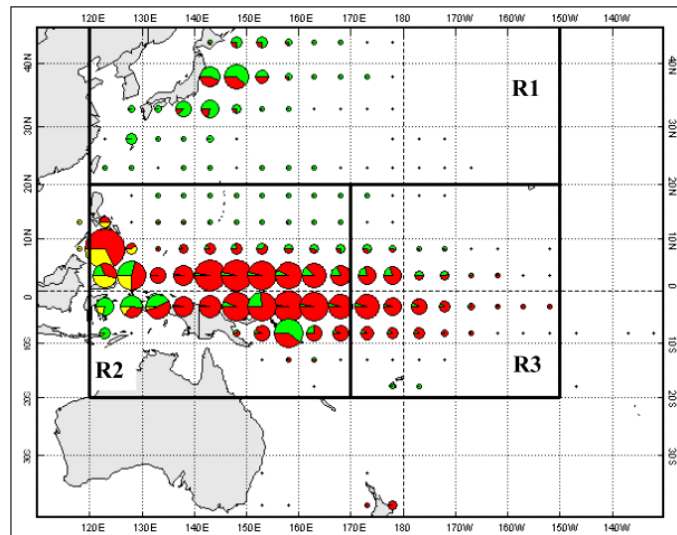
我が国漁船が主に操業している中西部太平洋では、WCPFCにおいて、漁獲は過剰ではないと評価されているものの、近年漁獲による死亡の割合が増加傾向にあることが指摘されている。資源の水準は高位、動向は減少と判断される。しかしながら、1970年代以降15~20万トンで安定してきた北緯20度以北の日本近海での漁獲量が、近年は低調に推移してきていることなどから、WCPFCにおける資源評価において、赤道域での漁獲量の増大が我が国周辺水域等の高緯度域での漁獲の減少に結びついている可能性があるとして、漁獲努力量の増大を監視していく必要があるとされている。

なお、我が国では、主に海外まき網漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）により当該資源を漁獲しており、2009年の漁獲量は26万トンである。



中西部太平洋におけるかつおの国別漁獲量

(国際漁業資源の現況をもとに作成)



中西部太平洋における各海域での 1972～2008 年の漁法別累積かつお漁獲量分布

(緑：竿釣り、赤：まき網、黄：その他)

(Hoyle et al. 2010)

(2) 資源管理目標

WCPFC を通じた適切な資源管理措置の導入・実施に向けた働きかけを継続するとともに、漁獲圧を増やさないように管理していくこととする。

(3) 資源管理措置

遠洋かつお一本釣り漁業

かつおの資源水準の維持を図るため、当該漁業においては、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

近海かつお一本釣り漁業

かつおの資源水準の維持を図るため、当該漁業においては、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

一方、かつおを漁獲対象としている他の漁業種類（海外まき網漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く））については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

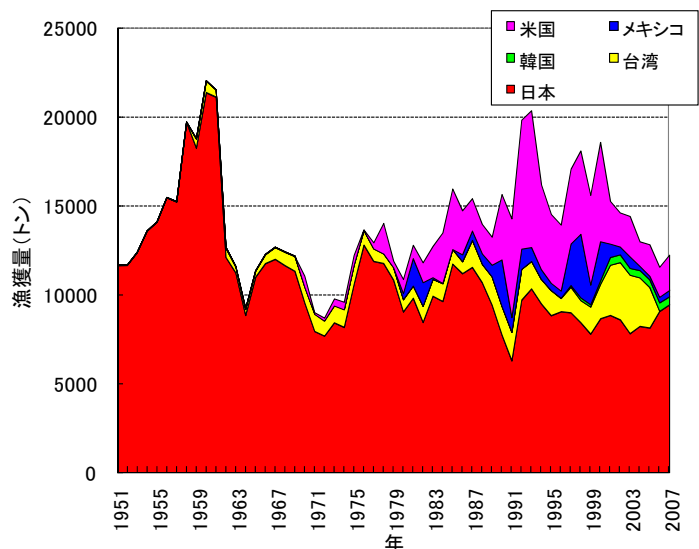
1.3 めかじき

(1) 資源及び漁獲の状況

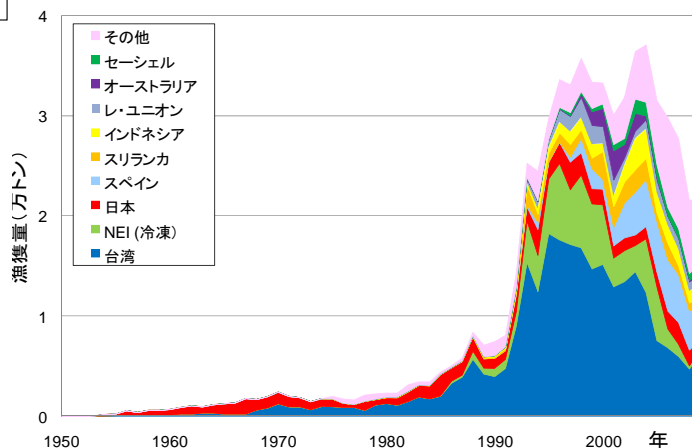
北太平洋では、WCPFC において、資源の状況は健全であり、また、過剰漁獲の状況にはないと評価されている。資源の水準は高位、動向は安定と判断される。インド洋では、IOTC において、資源は乱獲状態になく、漁獲は過剰でないと評価されている。資源の水

準は中位、動向は横ばいと判断される。北大西洋では、ICCAT において、資源は乱獲状態になく、漁獲は過剰でないと評価されている。資源の水準は中位、動向は増加と判断される。南大西洋では同じく ICCAT の評価において、資源は乱獲状態になく、漁獲は過剰でない可能性が高いとされている。資源の水準は中位、動向は増加と判断される。

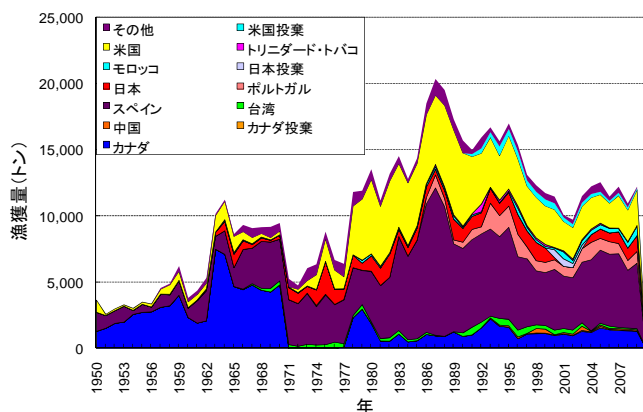
なお、我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2009 年の漁獲量は 1.2 万トンである。



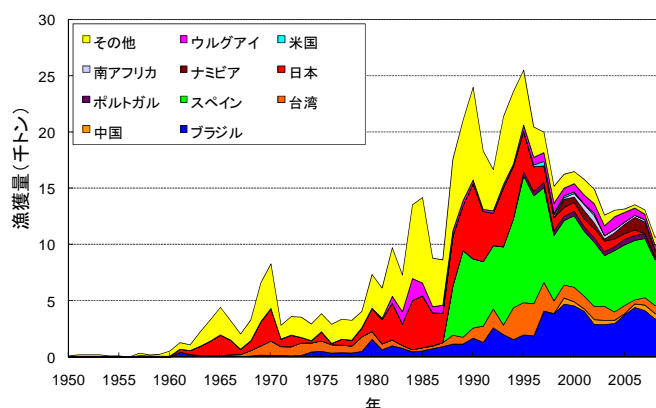
北太平洋



インド洋



北大西洋



南大西洋

各海域におけるめかじきの国別漁獲量

(国際漁業資源の現況をもとに作成)

(2) 資源管理目標

地域漁業管理機関を通じた適切な資源管理措置の導入・実施に向けた働きかけを継続するとともに、我が国としてもこれ以上資源に影響を及ぼすことのないよう漁獲圧をこれ以上増やさないように管理していくこととする。

(3) 資源管理措置

めかじきを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

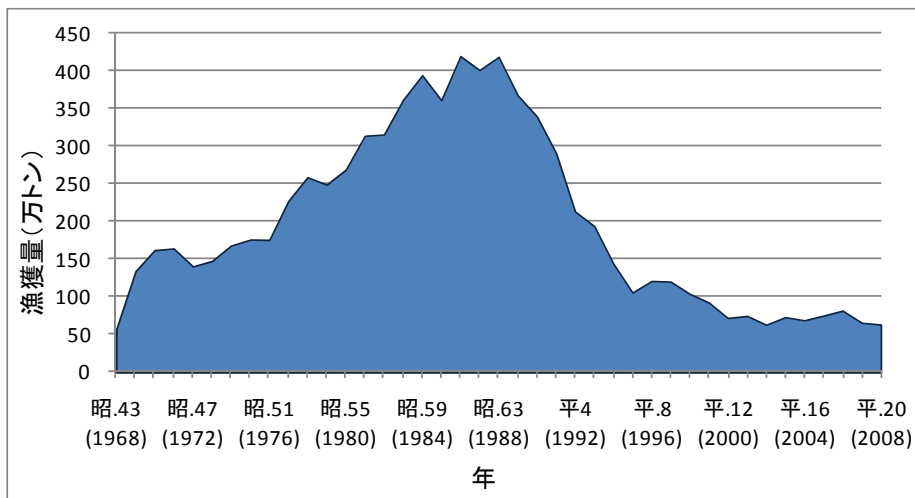
【漁業種類別資源管理】

1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）

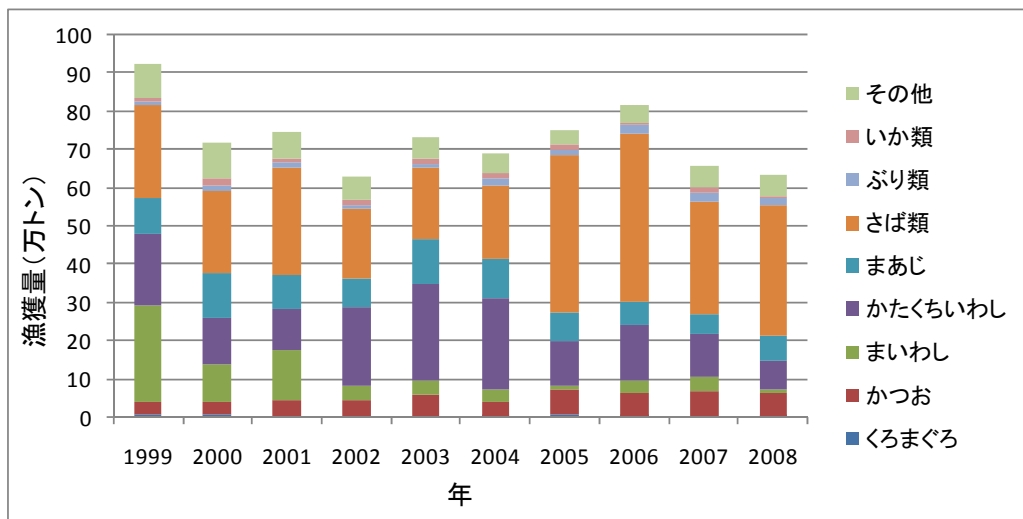
(1) 漁獲の状況

大中型まき網漁業は、操業海域に応じて、まあじ、まいわし、さば類、するめいか、太平洋くろまぐろ又はかつお等の浮魚類を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として海域毎に資源管理措置を講じることとする。

大中型まき網漁業の漁獲量は、1986年に過去最高となる419万トン記録したが、まいわし資源の長期的変動に伴う資源の急激な変化とともに減少し、2008年の漁獲量は63万トンであった。



大中型まき網漁業の漁獲量の推移（海外まき網漁業を除く）



大中型まき網漁業の魚種別漁獲量の推移（海外まき網漁業を除く）

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

(2) 資源管理措置

まあじ、まいわし、さば類、するめいか、太平洋くろまぐろ又はかつお等の資源を管理目標に従って回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量、制限又は条件等の公的措

置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

上記の措置のほか、まあじ、まいわし、さば類及びするめいかについて、年間の漁獲可能量以下の漁獲量上限の設定を行う。また、資源状況及び来遊状況を踏まえて、まあじ、まいわし及びするめいかについては四半期別漁獲目標量を設定し、さば類については漁業者団体別に四半期別漁獲目標量を設定する必要がある。

また、太平洋くろまぐろについて、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○九州西海域及び日本海における太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲量上限の設定<強度資源管理>

上記の措置のほか、日本海において太平洋くろまぐろの成魚の漁獲量上限を設定する必要がある。

さらに、これまで、「マサバ太平洋系群資源回復計画」（平成15年10月23日公表）で取り組んできた操業時間の制限等の措置、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」（平成21年3月31日公表）で取り組んできた措置についても引き続き取り組む必要がある。

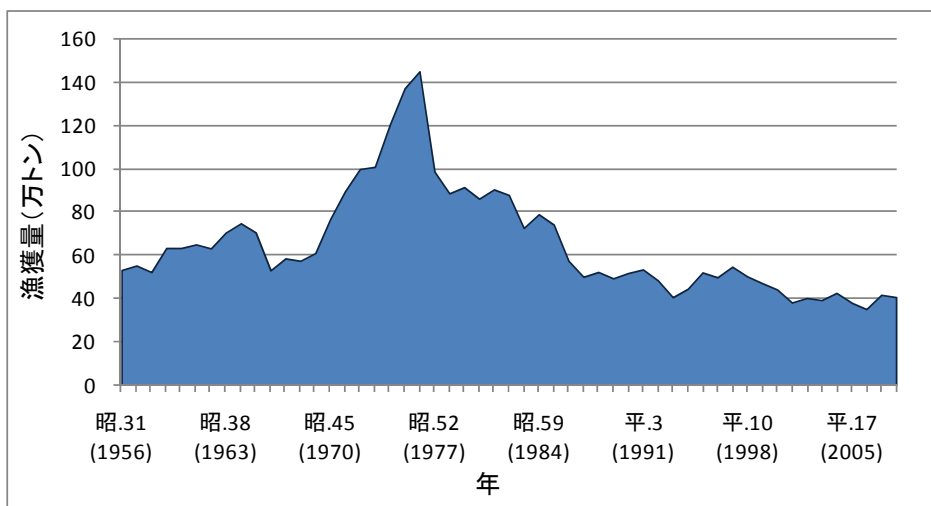
加えて、漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

2 沖合底びき網漁業

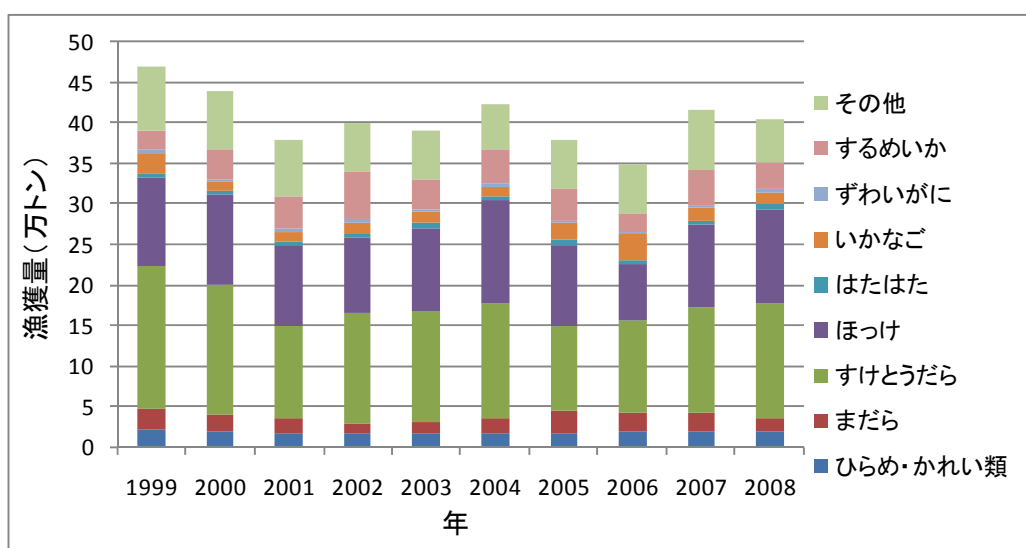
(1) 漁獲の状況

沖合底びき網漁業は、操業海域に応じて、すけとうだら、するめいか、ずわいがに、まだら、ひらめ又はかれい類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として地区毎に資源管理措置を講ずることとする。

沖合底びき網漁業の漁獲量は、ロシア連邦水域での漁獲もあって1976年に過去最高となる145万トン記録した。その後、ロシア連邦の排他的経済水域の設定等に伴い減少したが、近年は比較的安定し、2008年の漁獲量は40万トンであった。



沖合底びき網漁業の漁獲量の推移



沖合底びき網漁業の魚種別漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

(2) 資源管理措置

すけとうだら、するめいか又はずわいがにの資源管理目標に従って回復又は維持を図るとともに、各地区における主要な漁業対象魚種の資源を維持又は増大させるため、漁獲可能量の設定、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、各地区において下表の箇条書きの措置に重点的に取り組む必要がある。

【オホーツク海】

地区	自主的措置
北海道オホーツク海地区	<p>○休漁 (すけとうだら)</p> <p>○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定 (するめいか)</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」(平成16年4月22日公表)で取り組んできたイカナゴを対象とした操業期間の短縮等の措置につ</p>

	いても引き続き取り組む必要がある。
【太平洋】	
地区	自主的措置
北海道太平洋地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら）</p> <p>○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」（平成17年3月10日公表）で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
青森県太平洋地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（平成15年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」（平成19年3月29日公表）取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
岩手県地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（平成15年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「岩手県ヒラメ資源回復計画」（平成18年2月27日公表）以前より自主的措置として取り組んできたひらめの小型魚の再放流の措置、「岩手県ケガニ・ミズダコ資源回復計画」（平成20年3月28日公表）で取り組んできた小型のけがに・みずだこの再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
宮城県地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、するめいか及びずわいがに）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（平成15年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「宮城県マアナゴ資源回復計画」（平成20年2月12日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
福島県地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</p> <p>○種苗放流（ひらめ）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性</p>

	カレイ類資源回復計画」(平成15年3月10日公表)で取り組んできた保護区の設定等の措置、「福島県マアナゴ資源回復計画」(平成19年2月13日公表)で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。
茨城県地区	<u>○漁具の制限(かれい類等)</u> <u>○種苗放流(ひらめ)</u> また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(平成15年3月10日公表)で取り組んできた保護区の設定等の措置、「茨城県シライトマキバイ資源回復計画」(平成20年3月28日公表)で取り組んできた小型のしらいとまきばいの再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。
千葉県地区	<u>○休漁(かれい類等)</u> また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(平成15年3月10日公表)で取り組んできた漁具の改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。
愛知県地区	<u>○休漁(あおめえそ及びにぎす等)</u>
高知県地区	<u>○休漁(あおめえそ及びにぎす等)</u>
愛媛県地区	<u>○休漁(やりいか等)</u>

【日本海】

地区	自主的措置
北海道日本海地区	<u>○操業隻日数上限の設定(すけとうだら) <強度資源管理></u> <u>※ただし、すけとうだら日本海系群を専ら利用する漁業者に限る。</u> <u>○当該地区における漁獲量上限の設定(すけとうだら)</u> <u>○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定(するめいか)</u> また、上記の措置のほか、これまでに「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」(平成16年4月22日公表)で取り組んできたいかなごを対象とした操業期間の短縮等の措置、「スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画」(平成19年3月29日公表)で取り組んできたすけとうだらの小型魚の漁獲割合による漁場移動等の措置についても引き続き取り組む必要がある。
青森県日本海地区	<u>○休漁(すけとうだら及びかれい類等)</u> <u>○当該地区における漁獲量上限の設定(すけとうだら)</u> また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレ

	イ、ハタハタ資源回復計画」(平成15年7月1日公表)以前より自主的措置として取り組んできたはたはたの全長制限等の措置についても引き続き取り組む必要がある。
秋田県地区	<p><u>○休漁(はたはた等)</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」(平成15年7月1日公表)で取り組んできた保護区の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
山形県地区	<p><u>○休漁(かれい類等)</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」(平成15年7月1日公表)で取り組んできた保護区の設定等の措置、「山形県ヒラメ資源回復計画」(平成19年10月11日公表)で取り組んできたひらめの全長制限の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
新潟県地区	<p><u>○当該地区における漁獲量上限の設定(すけとうだら及びずわいがに)</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」(平成15年7月1日公表)で取り組んできた保護区の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
石川県地区	<p><u>○休漁(かれい類等)</u></p> <p><u>○当該地区における漁獲量上限の設定(ずわいがに)</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画」平成14年9月6日公表)で取り組んできた保護区の設定等の措置、「石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画」(平成19年4月27日公表)で取り組んできたひらめの小型魚の再放流についても引き続き取り組む必要がある。</p>
福井県地区	<p><u>○当該地区における漁獲量上限の設定(ずわいがに)</u></p> <p><u>○漁獲物の制限(ずわいがに)</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画」平成14年9月6日公表)で取り組んできた海底清掃・海底耕耘等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
京都府地区	<p><u>○休漁(かれい類等)</u></p> <p><u>○漁獲物の制限(ずわいがに)</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画」平成14年9月6日公表)</p>

	<p>で取り組んできた操業回数の制限等の措置、「京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画」（平成 20 年 3 月 28 日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
兵庫県地区	<p><u>○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u> <u>○漁獲物の制限（ずわいがに）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」平成 14 年 9 月 6 日公表）で取り組んできた保護区の設定の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
鳥取県地区	<p><u>○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u> <u>○漁獲物の制限（ずわいがに）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」平成 14 年 9 月 6 日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
島根県地区 （1 そうびき）	<p><u>○当該漁業における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u> <u>○漁獲物の制限（ずわいがに）</u></p>
（2 そうびき）	<p><u>○休漁（かれい類等）</u> <u>○種苗放流（ひらめ）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」平成 14 年 9 月 6 日公表）で取り組んできたあかがれいの採補の自粛等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
山口県・福岡県地区	<p>「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2 そうびき）包括的資源回復計画」（平成 18 年 10 月 13 日公表）で取り組んできた下記の措置に引き続き重点的に取り組む。</p> <p><u>○漁具の制限（あかむつ）</u> <u>○種苗放流（まだい等）</u></p>

さらに、地区毎に漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

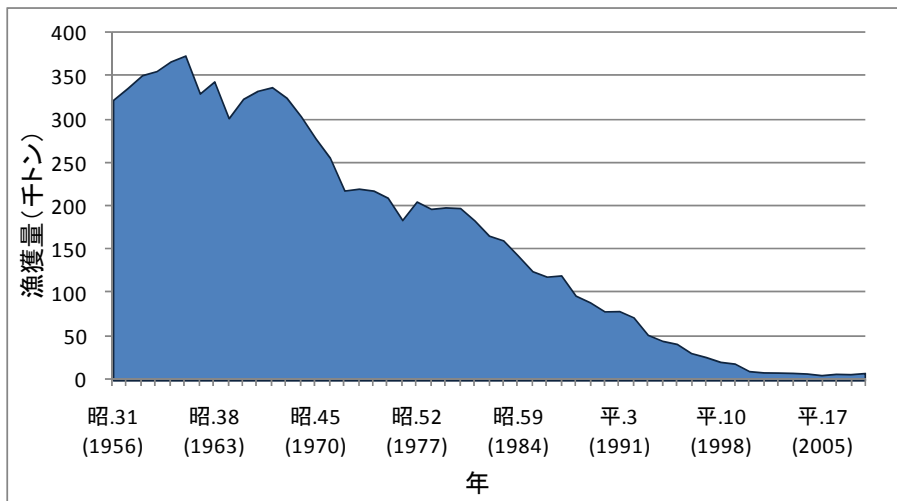
3 以西底びき網漁業

(1) 漁獲の状況

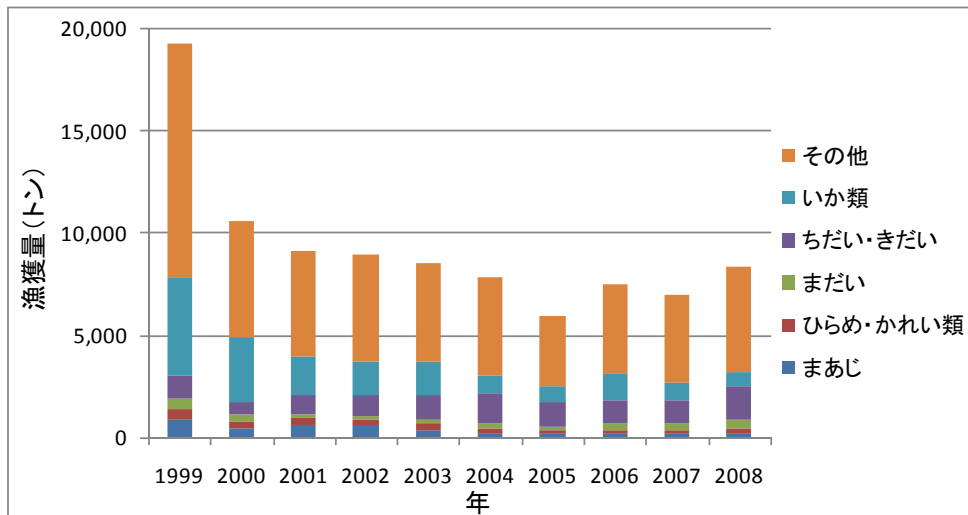
以西底びき網漁業は、かれい類、たい類及びいか類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

以西底びき網漁業の漁獲量は、1961 年に過去最高となる 37 万トンを記録したが、そ

の後東シナ海・黄海における底魚資源の悪化、膨大な数の中国漁船との漁場競合による漁船数の大幅な減少等に伴って減少し、2008年の漁獲量は8千トンであった。



以西底びき網漁業の漁獲量の推移



以西底びき網漁業の魚種別漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

(2) 資源管理措置

東シナ海海域の底魚資源についてはその資源水準が低位にあることから、これら資源の回復を図るため、「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括資源回復計画」（平成18年10月13日公表）に基づき、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

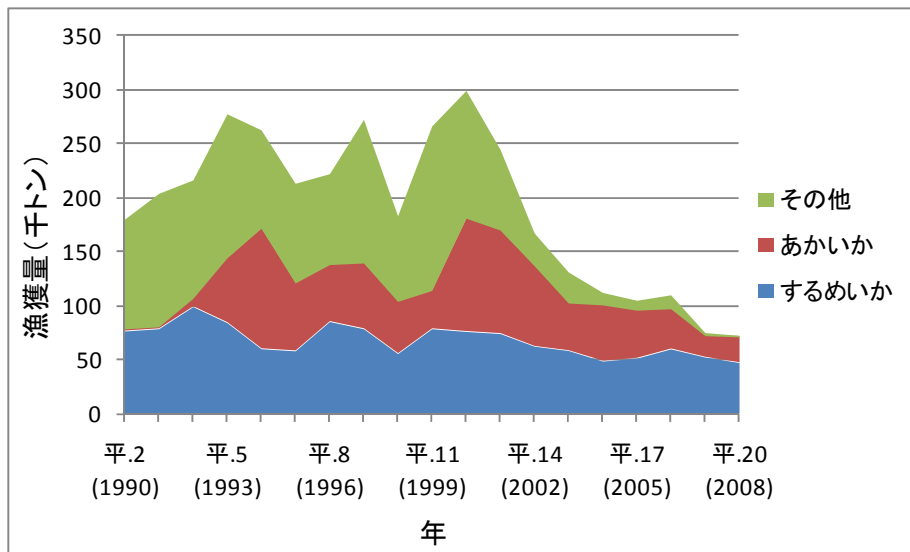
○休漁

4 いか釣り漁業

(1) 漁獲の状況

いか釣り漁業は、するめいか又はあかいか等のいか類を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講じることとする。

いか釣り漁業の漁獲量は、2000年に過去最高となる29.8万トンを記録したが、主に外国水域での操業が困難になったことにより減少し、2008年の漁獲量は6.3万トンであった。



いか釣り漁業の魚種別漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

(2) 資源管理措置

するめいか又はあかいかを利用するいか釣り漁業者にあっては、資源の維持を図るため、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

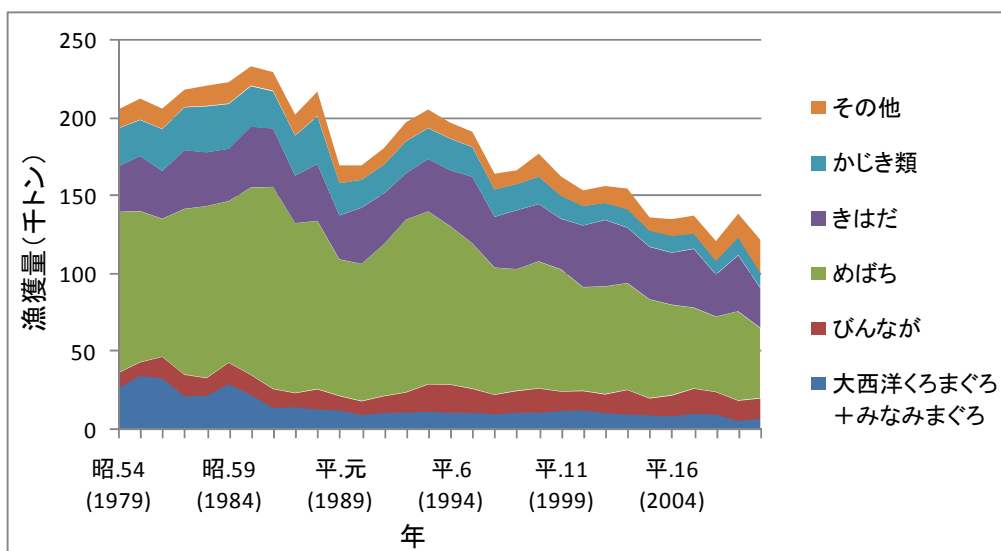
また、上記の措置のほか、するめいかの産卵親魚の保護のための保護区の設定についても取り組み、資源の維持を図る必要がある。

5 遠洋まぐろはえ縄漁業

(1) 漁獲の状況

遠洋まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講じることとする。

遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、近年かつお・まぐろ資源の低迷とともに減少し、2008年の漁獲量は12万トンであった。



遠洋まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

(2) 資源管理措置

めばち、きはだ又はめかじきを利用する遠洋まぐろはえ縄漁業者にとっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

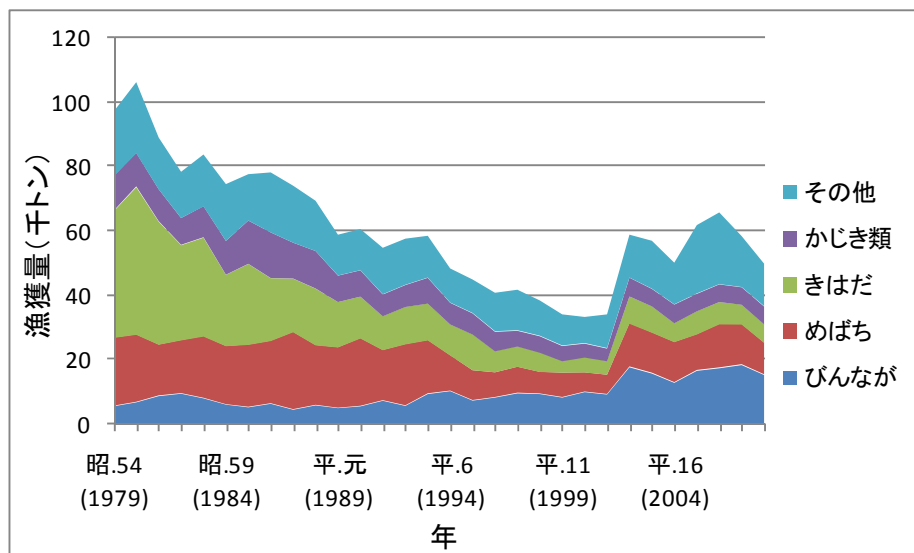
○休漁

6 近海まぐろはえ縄漁業

(1) 漁獲の状況

近海まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講じることとする。

近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、かつお・まぐろ資源の低迷とともに近年減少し、2008年の漁獲量は5万トンであった。



近海まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移 (注)

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

注：平成 14 年度より 20 トン未満船による近海かつお・まぐろ漁業が大臣許可漁業になったことから、同年より 20 トン未満の漁獲量を含む。

(2) 資源管理措置

めばち、きはだ又はめかじきを利用する近海まぐろはえ縄漁業者にとっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

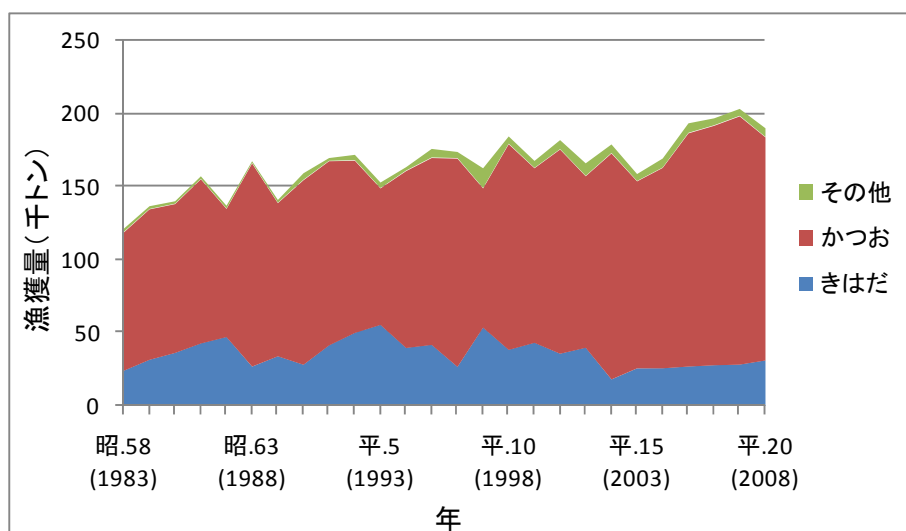
○休漁

7 海外まき網漁業

(1) 漁獲の状況

海外まき網漁業は、きはだ又はかつおを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講じることとする。

海外まき網漁業の漁獲量は、比較的安定しており、2008 年の漁獲量は 19 万トンであった。



海外まき網漁業の魚種別漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

(2) 資源管理措置

きはだ又はかつおを利用する海外まき網漁業者にあっては、資源に与える影響を抑えるため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

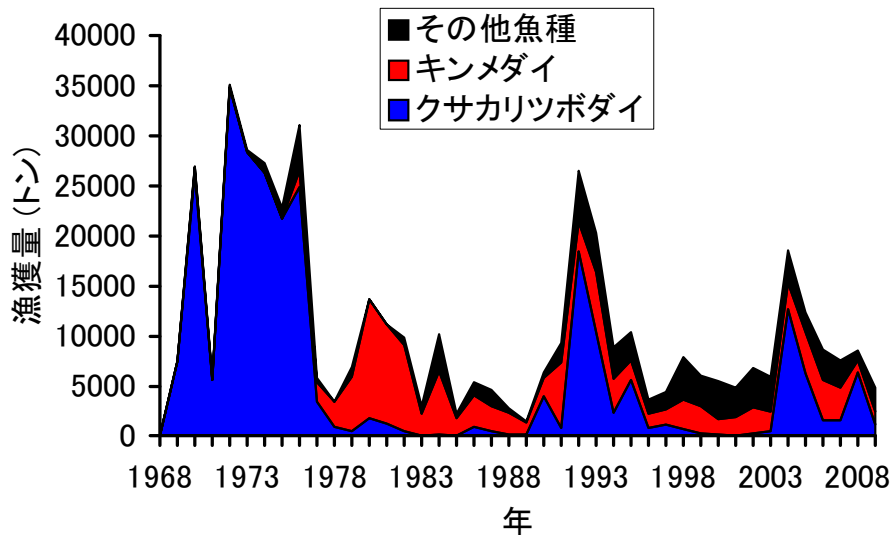
○休漁

8 遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業

(1) 漁獲の状況

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業は、くさかりつぼだい及びきんめだい等を主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量は、くさかりつぼだいが多く漁獲された1972年に最高となる35,140トンを記録してから1976年までの毎年において良好な漁獲量があったが、1977年にくさかりつぼだいの漁獲量の急激な減少に伴い全体の漁獲量が減少した。その後、漁獲量全体のうちきんめだいの割合が増加するものの、1983年からはきんめだいの漁獲量が減少し、全体の漁獲量も増減を繰り返した。その後、くさかりつぼだいの卓越年級群が発生した1992年及び2004年の2回を除いて漁獲量は低水準となっている。



北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量

((独) 水産総合研究センター遠洋水産研究所資料)

(2) 資源管理措置

くさかりつぼだい及びきんめだいを利用する遠洋底びき網漁業者及び太平洋底刺し網等漁業者にとっては、資源の持続的利用を図るため、公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

○操業禁止区域の設定

第3 その他

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措置を履行したことを示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認するものとする。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国の行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備等の取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

さらに、積極的な資源管理に取り組むためには、経営管理の合理化や事業の共同化等により漁業経営基盤の強化に取り組むことも重要な課題であり、これらについても積極的に取り組むことが重要である。

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下表左欄の資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	以下のいずれかの資料を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類） ・ 係船又はドックにて休漁している漁船の写真 ・ VMSの記録 ・ 操業時の無線等連絡の記録 ・ 入港日及び出港日が確認できる書類（入港届、出港届等）
漁獲量上限の設定	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
操業隻日数上限の設定	・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
漁具の制限 (網目、オッターボードの制限等)	・ 漁具の写真
操業禁止区域の設定	・ GPS、VMS等の記録
漁獲物の制限 (全長又は体長の制限、産卵親魚採捕期間の制限等)	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類で、銘柄表示等があり、措置の履行が確認できるもの。）
種苗放流	・ 種苗放流に要した経費を負担したことがわかる証拠書類
海底清掃・海底耕耘	・ 当該活動の写真